⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　当研究所において採用できると判断した入札者であって、当研究所の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshio Kuroha General Affairs Office chief for National Institute of Advanced Industrial Science and Technology Tsukuba East
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : High performance PEM water electrolyser system for fluctuation power input 1 set
⑷　Delivery period : December 22, 2011
⑸　Delivery place : National Institute of Advanced Industrial Science and Technology
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 7 and 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for AIST.
②　have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders by National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (in the fiscal year of 2010, 2011 and 2012)
⑺　Time-limit for Tender : 17 : 00, March 30, 2011
⑻　Contact point for the notice : Mari Suzuki, Accounting Team, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology, 1―2―1, Namiki, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken 305―8564 Japan. TEL 029―861―7987

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年2月8日
株式会社日本政策金融公庫
調達サービス室長　今井多賀雄
◎調達機関番号　127　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　株式会社日本政策金融公庫における大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業（A棟）のネットワーク構築に係る基本設計作業等　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　入札説明書及び仕様書による。
⑸　履行場所　入札説明書及び仕様書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　入札に参加を希望する者は、競争参加資格申請書に必要事項を記載のうえ、下記3⑴株式会社日本政策金融公庫　調達サービス室契約課へ提出すること。申請書及び添付書類等は、株式会社日本政策金融公庫において審査するものとし、合格した者のみ競争参加資格を有するものとする。
⑵　平成22・23・24年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
⑶　入札説明書に定める資格を有する者であること。なお詳細については入札説明書に記載のとおり。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―0004 東京都千代田区大手町1―9―3　株式会社日本政策金融公庫　調達サービス室契約課　太田　裕之　電話03―3270―1552
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記3⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の提出期限　平成23年3月30日（水）12時00分（郵送による場合は必着のこと）
⑷　開札の日時及び場所　平成23年3月31日（木）10時00分　新公庫ビル8階第1会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、封印した入札書のほかに入札説明書に示す総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類をそれぞれ入札説明書で指定した期日までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行なかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。⑶に従い必要な書類を提出した入札者であって、本公告2の競争参加資格をすべて満たし、当該入札価格があらかじめ決定してある予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting entity : Takao Imai, Head, Procurement and General Services Office, Japan Finance Corporation
⑵　Classification of the services to be procured 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Basic design work of network for the head office of Japan Finance Corporation in Otemachi 1-chome Second Area 1st class Urban Redevelopment Project
⑷　Fulfillment period : refer to the tender documentation.
⑸　Time-Limit for tender : 12 : 00 30 March 2011
⑹　Contact point for the notice : Hiroshi Ota, Procurement and General Services Office, Japan Finance Corporation, 1―9―3 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004, Japan TEL 03―3270―1552

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年2月8日
契約責任者　郵便事業株式会社宮崎支店長
池田　光信
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　45
1　調達内容　⑴品目分類番号　26　⑵購入品名及び数量　郵便事業株式会社宮崎支店で使用する電気　予定1,753,000kWh　⑶購入物品の特質等　入札説明書による。⑷供給期間　平成23年5月1日から平成24年3月31日まで　⑸需要場所　郵便事業株式会社宮崎支店　⑹入開札の日時および場所　平成23年4月13日午前10時30分　郵便事業株式会社宮崎支店
2　取引先資格　⑴下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者　㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㋕　その他、当社に損害を与えた者　ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。